様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	○ 知事　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中央区
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年10月13日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無　※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名　中央区長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成20年4月1日20中福子第507号)による給付金の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月中央区条例第37号）別表第一　第4の2の項 中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成20年4月1日20中福子第507号）による給付金の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年七月一日法律第百二十九号）第三十一条	中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三十一条　都道府県等は、(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの)の(雇用の安定及び就職の促進を図る)ため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。	第1条　この要綱は、ひとり親家庭の母又は父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（生活の負担の軽減を図るため、養成機関（通信教育を含む。以下同じ。）での受講期間の全期間について毎月、第6条第1項各号に規定する額を支給する給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）及びひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金（養成機関への入学に際し必要な費用負担の軽減を図るため、当該養成機関におけるカリキュラム（養成機関において第4条各号に規定する資格を取得するためのカリキュラムをいう。以下「カリキュラム」という。）の修了後に、第6条第2項各号に規定する額を支給する給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、当該資格の取得を容易にし、もって(ひとり親家庭)の(経済的自立の促進)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中央区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成20年4月1日20中福子第507号）